

大阪府子どもを性犯罪から守る条例の運用状況について

1. 条例の運用状況

■ 条例の概要 ■

- 社会全体で子どもを性犯罪から守ることを基本に、子どもが性犯罪の被害に遭わない、その加害者を生み出さない社会の実現を目指して、平成24年10月に施行（平成26年10月、平成29年11月、令和6年3月一部改正）
- 13歳未満の子どもに対し、不安を与える行為及び威圧する行為等を禁止するとともに、これらの行為の発見者に通報等の努力義務を規定。
- 18歳未満の子どもに性犯罪を行い、刑事施設に服役の上、刑期の満了の日から5年を経過しない者で府の区域内に住所を定めた者に対して住所等の届出義務を課するとともに、社会復帰に関する相談その他必要な支援を実施。

■ 活動実績等 ■

1. 子どもの安全確保に関する啓発活動

民間事業者、府民の協力のもとに、こども110番運動の展開や啓発物品の作成・配付、各種媒体を介した広報啓発などに取り組んでいる。

- ・ こども110番運動、「5つの約束」、子どもの安全見まもり隊
- ・ 民間事業者とタイアップした防犯ブザーや啓発用クリアファイル等の作成・配付
- ・ 治安対策課ホームページに性犯罪の専用サイトの開設



2. 規制を行う行為及び配慮事項

- ・ 大阪府内での13歳未満に対する声かけ等事案の認知件数
- ・ 検挙件数

年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
件数	943	1036	894	717	589

平成30年4月～令和4年3月
1件（第九条第二号関係）

<参考>
(威迫する行為等の禁止)
第九条 何人も、その監督保護者が直ちに危害の発生を防止することができない状態にある十三歳未満の者に対し、社会通念上正当な理由があると認められる場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。
一 いかりをつけ、又は脅かすこと。
二 身体、衣服等を捕らえ、又はつきまとふこと。

3. 住所等の届出状況（平成30年4月～令和4年3月）

① 年度別の届出者数

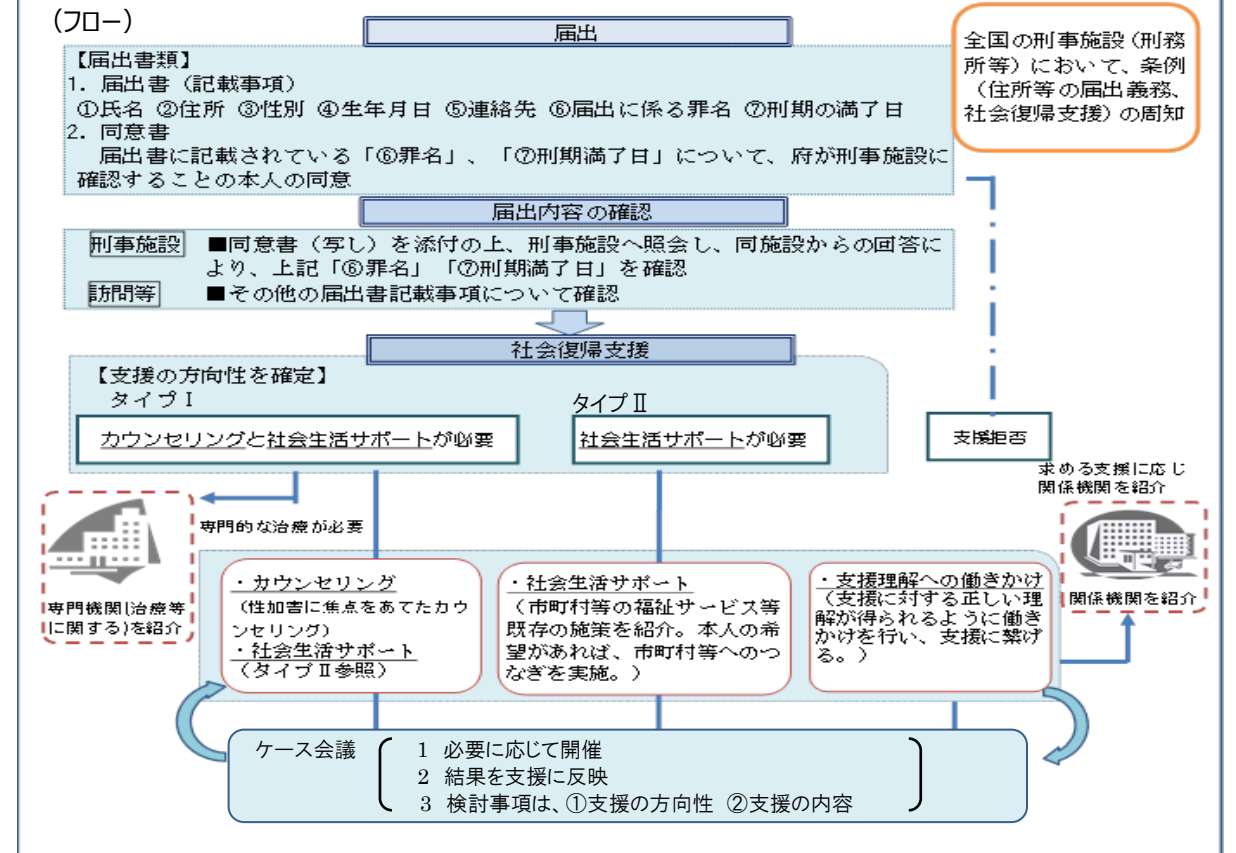
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
人数	18名	21名	18名	19名	25名	101名
比率	18%	21%	18%	19%	24%	100%

※比率は小数点以下を四捨五入（以下、同じ）

② 年代別・主要罪名別の届出者数

年代	主要罪名	不同意わいせつ	不同意性交等	集団強姦	強盗不同意性交等	略取誘拐	児童ポルノ	合計(比率)
20代		4名	3名			1名	1名	9名(9%)
30代		24名	7名			1名	2名	34名(34%)
40代		19名	12名			1名	1名	33名(33%)
50代		12名	3名			2名		17名(17%)
60代			3名					3名(3%)
70代		2名	3名					5名(5%)
人数		61名	31名			5名	4名	101名
比率		60%	31%	0%	0%	5%	4%	100%

■ 社会復帰支援の運用状況 ■



・ 年度別の社会復帰支援対象者数及び支援回数

支援率 **31%**

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
届出者数①	18名	21名	18名	19名	25名	101名
新規支援対象者数②(累計)	5(54)名	6(60)名	6(66)名	6(72)名	8(80)名	31(80)名
支援率(②÷①)	28%	29%	33%	32%	32%	31%

※「年度別支援対象者数」とは、当該年度中に社会復帰支援を受けた人数を示す。

・ 年代別・主要罪名別の社会復帰支援対象者数及び支援率

罪種	不同意わいせつ	不同意性交等	児童ポルノ	集団強姦	強盗不同意性交等	略取誘拐	合計
20代 対象者数/届出者数 支援率	0名/4名 0%	2名/3名 67%	0名/1名 0%			0名/1名 0%	2名/9名 22%
30代 対象者数/届出者数 支援率	11名/24名 46%	0名/7名 0%	0名/2名 0%			0名/1名 0%	11名/34名 32%
40代 対象者数/届出者数 支援率	4名/19名 21%	4名/12名 33%	1名/1名 100%			0名/1名 0%	9名/33名 27%
50代 対象者数/届出者数 支援率	7名/12名 58%	0名/3名 0%				2名/2名 100%	9名/17名 53%
60代 対象者数/届出者数 支援率		0名/3名 0%					0名/3名 0%
70代 対象者数/届出者数 支援率	0名/2名 0%	0名/3名 0%					0名/5名 0%
対象者数/届出者数 支援率	22名/61名 36%	6名/31名 19%	1名/4名 25%			2名/5名 40%	31名/101名 31%

※社会復帰支援を受けた31名の年代別の割合を示す。

大阪府子どもを性犯罪から守る条例の運用状況について

2. 社会復帰支援の効果などに関する分析結果

支援を受けた対象者に「支援対象者の基本情報」のほか、「カウンセリングについて」「今後より良い支援にするためにはどうしたらよいか」などのアンケート調査を行い、その結果から、社会復帰支援の効果について明らかにすることとした。

1 住所等届出義務対象者の情報と法務省からの情報を基に、支援利用者と非利用者を比較

【分析結果のポイント】

- 満期・仮釈放出所者に関して利用者と非利用者の間に有意な違いはない。
- A・B指標に関して、利用者の方が非利用者に比べB指標刑務所出所者(犯罪傾向が進んでいる)が有意に多い。
- 罪名(不同意性交・不同意わいせつ・その他)に関して、利用者と非利用者の間に有意な違いはない。
- 利用者と非利用者のRAT/NATを比較した結果、有意な違いはない。

① 満期釈放等出所受刑者と仮釈放出所受刑者における利用者と非利用者との比較

利用者(31名)			非利用者(70名)		
満期	16名	52%	満期	31名	44%
仮釈放	15名	48%	仮釈放	39名	56%

満期・仮釈放に関して、利用者と非利用者の間に有意差は認められなかった($\chi^2(1)=0.46, p>.05$)。

② A指標とB指標別における利用者と非利用者との比較

利用者(31名)			非利用者(70名)		
A指標	19名	39%	A指標	47人	67%
B指標	19名	61%	B指標	23人	33%

A・B指標に関して、非利用者に比べ、利用者はB指標刑務所出所者が有意に多かった($\chi^2(1)=7.12, p<.01$)。

A指標:(犯罪傾向の進んでいない人を収容する刑務所) B指標(犯罪傾向の進んでいる人を収容する刑務所)

③ 罪名別における利用者と非利用者との比較

利用者(31名)			非利用者(70名)		
不同意性交	6人	19%	不同意性交	25人	36%
不同意わいせつ	25人	81%	不同意わいせつ	42人	60%
その他	0人	0%	その他	3人	4%

罪名に関して、利用者と非利用者の間に有意差は認められなかった($\chi^2(3)=1.10, p>.05$)。

2. アンケート調査の結果

アンケート内容

- 1 支援対象者の基本情報
- 2 カウンセリングについて
- 3 中断した方におたずねします
- 4 今後より良い支援をするために、お聞かせください

アンケート調査結果の概要

【概括のポイント】

- 出所後、実際のカウンセリング相談では、「自分の性格や生き方」について相談する人が最も多かった。
- 大阪府社会復帰支援を受けたことで、性犯罪への不安を感じた時の対処法が、「相談する」「学んだ対処法を実行する」に変化した人が多数存在した。
- 「刑務所等で行うグループディスカッションと大阪府が行う1対1のカウンセリングで、それぞれの良さ」があることが示された。したがって、性犯罪加害者支援は、施設内処遇と社会内支援の両輪で行っていくことが重要になると考えられる。

■ 届出率について ■

80% (推計)

	仮出所者	満期出所者	合計
法務省で把握した人数※	7名	3名	10名
大阪府に届出した人数	5名	3名	8名
合計	71%	100%	80%

※ 出所時等に帰住地を「大阪府」と申告した人数

■ 社会復帰支援を受けない理由 ■

訪問時に聞き取りした内容

- ✓ 「もう大丈夫」「絶対再犯しないから支援は要らない」「今悩みはない」「もう馬鹿なことはしないので大丈夫」「生活が充実しているから大丈夫」
- ✓ 「相談相手がいるから必要ない」「もう清算したからかわりたくない」
- ✓ 「仕事で忙しい」「仕事を優先したい」「仕事が忙しいので再犯する暇がない」「両親の介護で忙しい」
- ✓ 「冤罪だった」「そもそも性犯罪していない」
- ✓ 「海外へ行く」
- ✓ 「躁うつ病の治療に専念したい」「借金返済でいっぱい、カウンセリングに行く余裕がない」
- ✓ 「カウンセリングで性的嗜好は変わらない」「行っても無駄」「結局自分次第でカウンセリングは要らない」など。

法務省(大阪刑務所、加古川刑務所、大阪保護観察所、大阪保護観察所堺支部)の協力により提供された、令和5年1月1日から同年6月30日の期間内に刑期満了となった者で、かつ、条例第12条第1項に規定する住所等の届出義務を有すると見込まれた者から、届出率を調査したもの。

3. 社会復帰支援制度の今後の課題

■ 更なる届出率の向上 ■

届出率が80%であることがわかった。これは、前回調査で判明した届出率63%であることと比較すると大幅な届出率向上と言えるが、残りの20%の者が未届出あることもまた事実である。更なる届出率向上を図るには、今後も刑事施設等における的確・適切な制度教示について協力を求めることだけでなく、大阪府が対象者に対して直接届出を働きかけができるような体制づくりが必要となる。

■ 支援率の向上 ■

支援率は31%で、これは前回調査の40%から下がっている。支援率低下の要因は支援対象者により事情が異なることから、一概に支援率向上に向けた打開策は難しいが、例えば何かしらの事情で支援に出来ない人に対して、リモート会議を利用した支援を行い、まずは対象者に「支援を受けてもらう」ための体制づくりを構築したり、また今までは支援を受けるか態度を保留する人の場合、後日の連絡を待ち、自主性に任せて本府からの連絡は行っていなかったが、これからは支援対象者と接触後一定期間が経過すれば積極的に本府から支援の働きかけを行う等をして、支援率向上を図る。

■ 国に対する情報提供の依頼 ■

前回の効果検証においても、「情報提供」について本府が抱える課題として挙げており、この間、法務省から「性犯罪再犯防止指導の実施結果(本科受講経過)の写し」及び「セルフ・マネージメント・プランの写し」並びに「性犯罪者処遇プログラム又は性犯罪再犯防止プログラムの実施結果及び再発防止計画の写し」の交付について協力頂けることとなり、一定の前進はあったものの、特に、対象者の再犯率については未だ情報を得ることができず、支援を受けた者が再犯し逮捕されてもわからない状況で、支援の改善点が直ちにわからないことから、より良い支援を実現するためにも情報の提供は必要である。